

# 視察調査報告書

委員会名	経済建設常任委員会
参加者	委員長 井村 伸幸 委員 山崎 泰信      磯部 亮次      鈴木 静男 江村 力            井手瀬 絹子      神谷 寿広
視察日時	平成30年1月23日(火) 13:30~15:00
視察先・概要	神奈川県小田原市 人口：194,086人      世帯数：84,495世帯      面積：113.81 k m <sup>2</sup> 特記事項：住みよさランキング2017(東洋経済)総合384位 (安心679位、利便282位、快適387位、富裕114位、住居636位)
視察項目	「歴史的風致維持向上計画」について
視察概要	<p>&lt;歴史的風致維持向上計画&gt;</p> <p>小田原市は、戦国時代は小田原北条氏の城下町として、江戸時代には東海道五十三次の9番目の宿場町として栄え、明治後期から昭和初期にかけては当時を代表する政財界人や文化人たちによって別邸などが建築されてきた、歴史あるまちである。しかし、近年では無秩序な屋外広告物等により景観が乱れ、歴史的な景観が保全されていない状況に陥っており、そのため平成18年に景観計画、景観条例、屋外広告物条例等を制定し、歴史的景観を保全するための取り組みを始めた。</p> <p>その後、小田原市は平成20年11月4日に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称：歴史まちづくり法)に基づき作成した「小田原市歴史的風致維持向上計画」を平成23年5月26日付で国(国土交通省、文部科学省、農林水産省)に認定申請し、平成23年6月8日に計画の認定を受けた。この認定を受けることで、計画に定められた重点区域の中で実施される歴史的風致の維持向上に寄与する事業などに対して、国からの支援を得られることとなる。</p> <p>小田原市は重点区域を「小田原城城下町区域」として定め、小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致、宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致、板橋地区周辺にみる歴史的風致、城下の伝統工芸にみる歴史的風致、梅の栽培にみる歴史的風致、柑橘栽培にみる歴史的風致の6つを、小田原固有の歴史的風致として守り育て、維持向上すべきものとしている。</p> <p>重点区域においては、史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業、史跡小田原城跡八幡山古郭・総構事業、清閑亭保存整備活用事業、松永記念館整備活用事業など計22の事業が実施され、歴史的風致の核となる建造物の保存・活用の推進、歴史的風致の残るまちなみ環境整備の推進、歴史・伝統を反映した人々の活動に対する支援が図られている。</p>

<p>所 感</p> <p>視察しての感想 や岡崎市への提 言など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年に景観法に基づく景観計画、景観条例、屋外広告物条例を全国に先駆け施行し、主に色彩制限を設けた実効性のある制度づくりを進めてきたようである。地域の色彩を調整（景観を美しく整える）ことは建築主にとっても費用負担も少なく、街並みの景観を保全する効果は非常に高いと思われる。ヨーロッパなどにおいても街並みが美しいのは、色彩基準が厳しいこと、そこに住む住民の美意識の高さである。本市においても、まずは色彩をしっかりと考えていくことが必要だと思う。</li> <li>・小田原市の計画は、本市のそれと大変似ている印象があった。その中でも、元々社会文化に関する文化財の維持、修繕に要する予算をしっかりと確保してきた歴史のある上での本計画推進であるため、進捗もよいと感じた。ランドデザインをしっかりと持つことが大切であり、本市も計画推進にあたり、文化財、城址、産業をトータルで考えた未来像は必要に思った。特に、伝統工芸や水産加工業などの地場産業を明確に計画に入れてあることは、本市として追加項目でも反映すべきと感じた。</li> <li>・小田原市は平成 23 年 6 月に全国 24 番目に認定を受け、本市よりも 5 年も早く歴史的風致維持向上に取り組んでいる。東海道の宿場町、小田原城の城下町として発展した歴史的背景も本市と似ており、そのためか、取り組み内容についても視点が似ており、今後取り組み内容や効果、課題についても参考になると感じた。小田原市の今後の方向性として今後は民間活力の向上を図り、点的整備からそれらを繋げた面的整備となる取り組みにより街並みを作り出すことを目指し、市民意識の醸成が向上してきたので、市主導から民主導へと移行していくとのことであり、本市としても、小田原市の今後の方向性を参考に計画を進めるべきと感じた。</li> <li>・小田原市は、歴史的風致維持向上計画により、小田原城跡をはじめとする史跡を中心に歴史的建造物も大切にしている。伝統芸能や伝統的な水産加工、漆器の製造販売なども息づき、歴史的な建造物と一体となり、良好な歴史的風致を形成していることに感心した。小田原城跡はランドデザインを描いた上で風致維持向上に努める考えが良い。本市も岡崎城跡のランドデザインを一刻も早く描くべきである。歴史的まちづくりを進めるとき、観光分野や教育分野に視点が行きがちであるが、防災分野にも広げて考えるべきだと感じた。</li> <li>・小田原市では、平成 6 年に市独自の景観条例を施行、平成 18 年には景観法に基づく景観計画・景観条例は、市域全体を対象としており、全国で初めてのものである。屋外広告物条例では主に色彩制限を設けた実効性ある制度づくりを進めることで、小田原城周辺を中心に歴史的景観の保全に努めていることが、歩いていて景観が自然に目に入り実感した。ソフト事業として行っている「街かど博物館」は、かまぼこ、漬物等の地場産業の店舗 21 館が認定され、店主が館長となってボランティアにより運営されている。工夫を凝らした展示、店主との会話、体験等を通して小田原を知ってもらおうきっかけづくりは大変素晴らしい取り</li> </ul>
---	---

	<p>組みと思った。市域全体に点在するため、三つのエリアに分けて、観光周遊バス「うめまる号」やレンタサイクル「ぐるりん」を利用している。また、観光まち歩き事業として「なりわい」と「邸園文化」まち歩きコースを作成し、街かど博物館との相乗効果で売上も上がっていると伺った。本市の点在する歴史資源の効果的な生かし方として勉強になった。小田原市では平成 23 年に認定を受けたことにより、財政的支援、入込観光客数の増加、市内における連携強化、知名度・市民意識の向上等の効果があると伺った。本市も平成 28 年 5 月に認定され、重点区域の具体的な整備が進んでいくが、そこに住む人々の積極的な関わりが大きな鍵を握っていると実感した。</p> <p>・小田原市は、小田原城跡をはじめとする史跡、昔ながらの商家や別邸などの歴史的建物が残り、伝統芸能、伝統的ななりわいなどが今もなお息づき、歴史的建物と一体となって、歴史的風致を形成している。平成 17 年 6 月 15 日に都市計画決定し、景観計画の策定・条例の制定、屋外広告物条例の制定、地区計画形態意匠条例の制定等で歴史的景観保全の向上に取り組むことが歴史まちづくりの基本ではないかと思われた。本市においても要件は満たされていることから、重点区域と事業の概要・維持向上すべき計画、環境整備の推進を支援すべきである。</p>
<p>委員長の総括</p>	<p>平成 6 年に市独自の景観条例を施行し、平成 18 年には景観法に基づき景観計画・景観条例を全国に先駆けて施行された小田原市は、小田原城を中心に歴史的景観の保全に努められてきたとのこと。また、平成 23 年には、26 番目に認定を受けるなど（本市は 56 番目）、歴史的風致維持向上に向け積極的に取り組まれている様子が伺えた。</p> <p>維持向上計画の方針には、「歴史・伝統を反映した人々の活動に対する支援」が含まれており、「職人育成研修等推進事業」として平成 24 年に取り組みを実施し、担い手となる後継者の育成についても力をいれていることは本市においても必要な内容であると感じた。</p> <p>重点区域においては 22 の事業が実施されており、その中のソフト事業として取り組んでいる「街かど博物館」では、新たに施設（建造物）を造るのではなく、既存の建造物（商店）を博物館として利用するなど、街並みの景観を損なわないよう配慮されており、同じような城下町である本市にも一考すべき点と感じた。</p>